

入札説明書

日本下水道事業団（以下「事業団」という。）による令和7～8年度真岡市水処理センター他2施設維持管理業務委託に係る入札公告（役務）に基づく一般競争入札等の手続きについては、関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本入札に係る契約締結は、令和7年度の日本下水道事業団予算が国土交通大臣の認可を受け、成立することを条件とする。

1. 公告日 令和7年1月20日

2. 契約職

日本下水道事業団 契約職 東日本本部長 渡辺 志津男
東京都文京区湯島二丁目31番27号 湯島台ビル

3. 業務概要

- (1) 業務名 令和7～8年度真岡市水処理センター他2施設維持管理業務委託
- (2) 業務場所 真岡市水処理センター（栃木県真岡市八木岡1309）、真岡市二宮水処理センター（栃木県真岡市久下田2140）及び日本下水道事業団技術開発実験センター（栃木県真岡市八木岡1309-2）
- (3) 業務内容 本業務は、真岡市水処理センター（現有処理能力21,760m³/日）及び真岡市二宮水処理センター（現有処理能力2,880m³/日）の水処理・汚泥処理施設等の維持管理業務及びそれに伴う付帯業務、日本下水道事業団技術開発実験センターの施設及び真岡市水処理センターに事業団が所有する原水取水施設等の維持管理業務並びに日本下水道事業団技術開発実験センターで事業団が行う調査研究に伴う実験設備の保守点検及び補助作業（軽作業）を行うものである。
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 競争参加資格

本業務に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本業務に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 物品購入等競争参加者の選定等に関する達（平成7年12月4日付達第23号。以下「達」という。）第2条第1号から第6号までの規定に該当しない者であること。
- (2) 事業団において、達に基づく一般競争参加資格の認定（業種区分の役務の提供2-（ト）「(建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理) (A等級)又は、役務の提供2-（リ）「その他」(A等級)」を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

入札公告時において当該資格の認定を受けていない者については、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき

再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、事業団から「物品購入契約等に係る指名基準の明確化等について(平成11年2月24日付総会発第86号。)」に基づく指名停止を関東区域において受けていないこと。

なお、「関東区域」に含まれる都県は、次のとおりである。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

- (5) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年、建設省告示1348号)に基づく下水道処理施設維持管理業者として登録を受けており、さらに(4)の関東区域に維持管理業務に関して事業所(本店、支店、常時維持管理の委託契約を締結する事務所又は本業務の開札の時に水処理施設として現有処理能力(日最大処理能力)11,000m³/日以上)の施設規模の下水道処理施設の維持管理業務を実施しており緊急時の対応が可能な体制を確保できる拠点)を有する者であること。

- (6) 過去10年間(平成26年4月1日以降。以下同じ。)に、次の①及び②に該当する業務を元請として受注し、継続した1年間以上の実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上の場合のものに限る。)を有すること。

- ① 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条に定める終末処理場(現有処理能力(日最大処理能力)11,000m³/日以上)で処理法が次表のいずれかに該当する水処理施設の運転操作監視業務。

表 対象処理法一覧

標準活性汚泥法
標準活性汚泥法+急速ろ過又は凝集剤添加等
膜分離活性汚泥法
循環式硝化脱窒法等
硝化内生脱窒法
ステップ流入式多段硝化脱窒法
嫌気好気活性汚泥法
嫌気無酸素好気法
循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法

- ② 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条に定める終末処理場の汚泥消化槽(規模要件なし)の運転操作監視業務。

- (7) 次の①及び②に掲げる基準を満たす総括責任者を履行期間中に専任で配置できること。

- ① 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3の各号に定める資格を有する者であること。

- ② 過去10年間に継続した1年間以上の(6)①に示す施設の総括責任者としての実務経験を有する者、又は過去10年間に継続した2年間以上の(6)①に示す施設の副総括責任者としての実務経験を有する者であること。なお、副総括責任者としての実務経験を有する者を配置する場合は、過去10年間に水処理、汚泥処理それぞれ2年間以上の実務経験を有することを条件とする。

- (8) 次の①から③までに掲げる基準を満たす副総括責任者を履行期間中に専任で配置できること。業務の遂行に必要となる場合は、複数名を配置するものとする。

- ① 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3の各号に定める資格を有する

者であること。

- ② 過去 10 年間に継続した 2 年間以上の(6)①に示す業務の経験を有する者であること。
- ③ 過去 10 年間に(6)①に示す施設において、水処理、汚泥処理それぞれ 2 年間以上の実務経験を有する者であること。

- (9) 次の①及び②に掲げる基準を満たす主任技術者を履行期間中に専任で配置できること。
ただし、総括責任者又は副総括責任者が当該基準を満たす場合は、この限りではない。
 - ① 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 15 条の 3 の各号に定める資格を有する者であること。
 - ② 過去 10 年間に 1 年間以上の(6)②に示す施設の実務経験を有する者であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合

- 1) 親会社と子会社との関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (12) (4) で示した期間に真岡市より指名停止措置を受けていないこと。

5. 担当部署

- (1) 競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること。

日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課
〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号 湯島台ビル
TEL 03-3818-1212 FAX 03-3818-3524

- (2) 競争参加資格の確認(申請書及び資料の受付審査)に関すること。

日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課
〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号 湯島台ビル
TEL 03-3818-1212 FAX 03-3818-3524

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- ① 提出期間：令和 7 年 1 月 20 日(月)から令和 7 年 1 月 27 日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。
- ② 提出方法：提出にあつては、持参のほか、郵送等での対応とする。郵送等とは、郵送

(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便同様のものに限る。)とする。また、郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証(書留郵便)や受付印(託送)があるものは有効とする。郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を郵送等するものとし、持参での提出との分割は認めない。送付当日に申請書及び資料郵送等連絡書(様式9)をファックスすること。

(2) 申請書は、「様式1」により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、②の業務実績及び③の配置予定の技術者の経験については、完了したものに限らず記載することができる。ただし、1.の公告日を基準とし、4.(6)、(7)、(8)、(9)に示す条件を満たしていること。

① 事業所

4.(5)の事業所を「様式2」に記載すること。

② 業務実績

本業務の競争参加資格があることを判断できる業務実績を、「様式3」に記載すること。

③ 配置予定の技術者

(イ) 本業務の競争参加資格があることを確認できる配置予定の総括責任者、副総括責任者及び主任技術者の資格及び業務経験を「様式4-1、4-2、4-3」に記載すること。申請書提出時において他業務に従事し本業務と重複する場合は、対応措置を記載すること。

(ロ) 申請時に配置技術者が特定できない場合は、3名を限度として複数の技術者を申請することもできる。なお、申請するすべての配置予定技術者は、競争参加資格の要件を満たしていることが必要である。

(ハ) 同一の技術者を複数業務の配置予定の技術者として重複して申請する場合において、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに提出した当該申請の取下げを行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止を行うことがある。

また、低入札価格調査のため落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象者は同一の配置予定技術者により従事期間の重複する他の業務の入札に参加してはならない。

(ニ) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認資料及び資格の確認資料を提出すること。

④ 業務実績の確認書類等の提出

②及び③の業務実績として記載した業務に係る契約書、体制表、従事証明書等の写し等を提出すること。

⑤ 指名停止措置

4.(12)に示す団体から指名停止の措置を受けていないことを確認するため「様式5」に記載すること。

⑥ その他

資料の提出に併せて提出者連絡先を「様式7」に記載すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行う。

(5) 競争参加資格の確認の結果は、令和7年2月3日(月)までに通知する。

- (6) 申請書及び資料の作成説明会は行わない。
- (7) その他
 - ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 契約職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 本入札説明書を申請書及び資料の作成以外の目的で使用してはならない。
 - ⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先：5.(2)に同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和7年2月10日（月）午後4時
 - ② 提出場所：5.(1)に同じ。
 - ③ 提出方法：書面は持参又は郵送により提出するものとし、ファックスによるものは受け付けない。
- (2) 契約職は、説明を求められたときは、令和7年2月13日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等（仕様書、図面、業務委託費内訳書、日本下水道事業団物品購入等一般競争契約入札心得及び契約書案を含む。）に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和7年1月20日（月）から令和7年2月6日（木）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで。
 - ② 提出場所：5.(1)に同じ。
 - ③ 提出方法：質問書の提出にあつては、持参のほか、郵送等での対応とする。郵送等とは、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便同様のものに限る。）とする。また、郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。
 - ④ 質問記述の方法：様式8を使用すること。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和7年2月7日（金）から令和7年2月13日（木）までの間、事業団のホームページにて公表する。

事業団 維持管理業務入札情報、真岡市水処理センター
(<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/bannan/bannanjouhou.html#moka>)

9. 入札の日時及び場所

- (1) 日時： 令和7年2月14日（金） 午前10時30分
- (2) 場所： 日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 入札室
〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目31番27号 湯島台ビル5階

- (3) その他 入札に当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10. 入札方法等

- (1) 入札書は持参すること。郵送及びファックスによるものは受け付けない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札に当たっては、特記仕様書に定める小規模修繕業務に示す業務の想定額を予め計上し、実績に応じて精算するものであり、入札価格の算定に当たっては想定額どおり計上すべきものであることに注意すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約保証金の額：保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、業務委託料の10分の3以上とする（特記仕様書に定める小規模修繕業務の想定額を業務委託料から控除できるものとする。）。

12. 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

13. 入札の無効

4. に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の時に指名停止を受けているものその他開札の時に4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもつ

て入札した者を落札者とすることがある。

- (2) (1)において、入札価格の最も低い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) (1)により落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、低入札価格調査を行う。なお、低入札価格調査は、本説明書に添付する入札説明書別紙1「低入札価格調査について」による。
- (4) (3)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) (3)の調査に当たっては、(1)により落札者となるべき者は、調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、(4)に該当するものとし、落札者とししないものとする。ことがある。

15. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により契約書を作成するものとする。

16. 支払条件

毎月払いとする。

17. 再苦情申立て

- (1) 契約職からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に不服がある者は、契約職からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。ただし、代表者等の記名押印を要する。）により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては、日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - ① 受付窓口：5. (2)に同じ。
 - ② 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで。

18. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

19. 現地確認会

開催する。参加希望者は、事前の申し込みを必要とする。

- (1) 開催日時：令和7年1月28日（火）午後1時
- (2) 開催場所：栃木県真岡市八木岡1309（真岡市水処理センター）他
- (3) 申込方法：電話による。
- (4) 申込期限：令和7年1月27日（月）午後4時
- (5) 担当部署：日本下水道事業団 技術開発室 真岡分室
栃木県真岡市八木岡1309番2

20. 資料の閲覧

閲覧希望者は、事前の申し込みを必要とする。

- (1) 閲覧資料：令和2～5年度運転・水質管理年報
(真岡市水処理センター・真岡市二宮水処理センター)
令和2～5年度日本下水道事業団技術開発実験センター維持管理業務報告書
真岡市公共下水道事業計画書（令和5年3月）
- (2) 閲覧期間：令和7年1月21日（火）から令和7年2月3日（月）までの平日
午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 閲覧場所：19.（5）に同じ。
- (4) 申込方法：電話による。
- (5) 申込期限：希望日の前日（休日を除く。）まで。
- (6) 担当部署：19.（5）に同じ。

21. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊入札心得書及び別冊契約書案を熟読し、遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、本契約の解除又は指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、6.（3）③の資料に記載した配置予定の技術者を本業務に配置すること。

「令和 7～8 年度真岡市水処理センター他 2 施設維持管理業務」

低入札価格調査について

1. 低入札があった場合の措置

本業務では、2.「調査基準価格の算定方法」により調査基準価格を定めており、この調査基準価格を下回る入札があった場合は、3.「低入札調査」による調査を行う。

低入札調査の結果、当該入札者の入札が失格基準に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

2. 調査基準価格の算定方法

調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の①から⑥までに掲げる額の合計額とする。ただし、この額の予定価格に対する割合が、10 分の 8 を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

- ① 直接業務費の額
- ② 直接経費の額
- ③ 技術経費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 間接業務費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
- ⑤ 諸経費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
- ⑥ 小規模修繕費及び薬品費の額

3. 低入札調査

調査基準価格を下回る入札があった場合には、この入札を保留して低入札調査を実施する。

調査の対象となる者には入札価格の積算内訳書を求める。

提出された積算内訳書において、予定価格の算出の基礎となった次の①から⑤までに掲げるいずれかの項目の額に満たない額がある場合は、当該入札者の入札は失格とし、無効とする。

- ① 直接業務費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ② 直接経費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 技術経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
- ④ 間接業務費の額に 10 分の 3.5 を乗じて得た額
- ⑤ 諸経費の額に 10 分の 3.5 を乗じて得た額

4. 低入札調査の留意事項

- ① 積算内訳書の提出期限は、開札日の翌日から 7 日以内（土、日、祝日の場合はその翌日）とする。ただし、発注者から指定された場合はこの限りではない。
- ② 提出期限後における積算内訳書の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- ③ 入札者が提出した積算内訳書に関し、必要に応じて事情聴取を実施する。
- ④ 提出期限までに積算内訳書の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合、その他調査に協力しない場合は、その入札者の入札は無効とする。

5. 積算内訳書の作成要領

- ① 様式は自由とする。
- ② 記載する内容は、交付した業務委託費内訳書に対応するものとする。
- ③ 積算内訳書の合計額は、入札価格と同額とする。